

高吾北広域町村事務組合における女性の職業選択に資する情報の公表について

令和7年8月20日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

・管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 13%

基準日：令和7年4月1日

・男女の賃金の差異

対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の 賃金の割合)
全ての労働者	89.1%
うち正規雇用労働者	91.6%
うちパート・有期労働者	101.1%

・男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

※令和6年度中に育児休業期間に入った職員

		取得率	取得期間分布			
			～6ヶ月 以内	～1年 以内	～2年 以内	～3年以 内
行政職	男性	50 %	1			
	女性	100 %		2	1	
消防職	男性					
	女性					
医療職	男性					
	女性	100 %	1			
介護職等	男性	100 %	1			
	女性	100 %		1	1	
計	男性	67 %	2			
	女性	100 %	1	3	2	

※色抜き：該当者なし